

南関町若年がん患者在宅療養生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若年がん患者の在宅療養生活の質の向上に要する支援事業（以下「支援事業」という。）経費に係る補助金の交付に関し、南関町補助金交付規則（昭和55年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 本事業の補助対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 申請時点に町内に居住し、本町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 医師が一般に認められている医学的知見に基づきがん（介護保険法（平成9年法律第123号）の第2号被保険者が要介護認定又は要支援認定を受ける状態と同等）と判断できる者
- (3) 対象サービス利用時に18歳以上40歳未満であること（18歳又は19歳で、小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている者を除く。）。)
- (4) 他の法令等に基づく同種の補助等（他自治体での補助等を含む。）を受けていない者

2 補助対象者は、若年がん患者の在宅療養生活の質の向上に要する経費の補助を申請することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、補助を受けることができない。

- (1) 町税を滞納している者
- (2) 暴力団（南関町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(補助対象経費)

第3条 前条に規定する対象者を介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第3項に規定する要介護者とみなしたならば適用される次の各号に定めるサービス（以下「サービス」という。）の利用に要した費用であって、町長が必要かつ適当と認める額を補助対象経費とする。

- (1) 訪問介護 法第8条第2項の訪問介護に相当するサービス
- (2) 訪問入浴介護 法第8条第3項の訪問入浴介護に相当するサービス
- (3) 福祉用具貸与 法第8条第12項の福祉用具の貸与に相当するサービス
- (4) 福祉用具購入 法第8条第13項の福祉用具の購入に相当するサービス

2 前項各号のサービスは、第10条第1項の利用決定において利用開始日と定められた日以降に利用するサービスとする。

3 医療保険各法による医療に関する給付の対象となるもの並びに国又は地方公共団体が別に負担する対象となるものは補助の対象外とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条第1項各号に規定するサービスを利用する補助対象者1人につき1月当たりの補助対象経費の合計に10分の9を乗じた額（1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。）と60,000円のいずれか少ない方の額とする。この場合において、前条第1項第4号に規定するサービスについては、補助金の交付申請及び受領は、補助対象者1人につき1回限りとする。

(申請者)

第5条 補助金の交付申請及び補助金の受領（以下「申請等」という。）を行う者（以下「申請者」という。）は、原則として第2条に定める補助対象者とし、補助対象者がやむを得ない理由で自ら申請等を行うことができないときは、南関町若年がん患者在宅療養生活支援事業利用申請書（様式第1号）（以下「利用申請書」という。）内で支援事業に係る補助金の交付申請及び受領に関する権限を民法（明治29年法律第89号）第643条に基づき委任することができる。

(補助金の申請)

第6条 申請者は、南関町若年がん患者在宅療養生活支援事業利用申請書（様式第1号）及び南関町若年がん患者在宅療養生活支援事業にかかる意見書（様式第2号）（以下「意見書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなけ

ればならない。ただし、意見書は、やむを得ない場合には利用申請書の提出日より後に提出することができるものとする。

(1) 本人確認書類（運転免許証、健康保険証（両面）、マイナンバーカード、住民票の写し）

(2) その他町長が必要と認める書類
（支給の制限）

第7条 利用対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を支給しない。

(1) サービスの利用に係る利用料（以下「利用料」という。）について、他の事業において、第3条第1項に規定するサービスと同様のサービスを利用している者又は利用することができる者

(2) 前号の他の事業とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に掲げる障害福祉サービス若しくは同法第77条に規定する地域生活支援事業及び小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付、その他の規則等で定める事業とする。

(3) その他町長が補助金の支給を不相当と認めるとき。
（対象サービスの利用開始）

第8条 第3条第1号に掲げるサービスの利用開始は、事前に申請者とサービス提供事業者の間でサービス内容について協議した上で、必要に応じて契約等を行い、申請者がサービス提供事業者へ依頼し開始しなければならない。

（主治医の意見の聴取）

第9条 町長は、必要と認める場合には、申請者について主治医の意見を求めることができるものとする。

（利用決定及び通知）

第10条 町長は、第6条の規定による利用申請書の提出があったときは、速やかに支援事業の利用の可否を決定し、南関町若年がん患者在宅療養生活支援事業利用承認通知書（様式第3号。以下、「承認通知書」という。）、又は南関町若年がん患者在宅療養生活支援事業利用不承認通知書（様式第4号）により、申請者に対し通知するものとする。ただし、意見書が利用申請書より後に提出される場合には、書類を全て受理した後に、又は前条における主治医への意見照会にかかる回答を受理した場合には、その受理後に支援事業の利用の可否を決定するものとする。

2 前項による利用決定を受けた場合、支援事業の利用期間の始期は、町長が利用申請書の提出を受けた日と第6条に規定する意見書における判断年月日のうち遅い日とする。

3 町長は、第6条に規定する申請書類に記載された内容について審査するために、住民基本台帳情報を閲覧するとともに、必要に応じて関係機関へ問い合わせることができるものとする。

4 利用決定の有効期間は、申請者が40歳に到達する日の前日までとする。
（利用変更、中止の申請義務）

第11条 申請者は、支援事業の利用期間中において、次の各号のいずれかに該当したときは、南関町若年がん患者在宅療養生活支援事業利用変更（中止）申請書（様式第5号）により、速やかにその旨を町長に申請しなければならない。

(1) 住所等申請内容に変更が生じたとき。

(2) 支援事業を利用する必要がなくなったとき。

(3) 第2条各号のいずれかに該当し、補助対象者に該当しなくなったとき。

（利用変更承認等の通知）

第12条 町長は、前条に規定する利用変更（中止）申請書を受理したときは、申請内容について審査し、前条第1号による場合は、南関町若年がん患者在宅療養生活支援事業利用変更承認通知書（様式第6号）、前条第2号又は第3号による場合は、南関町若年がん患者在宅療養生活支援事業利用中止決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（利用の廃止又は取消し）

第13条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援事業の利用を

廃止し、又は取り消すことができるものとする。

(1) 症状の悪化等により支援事業を受けることが困難であると認められるとき。

(2) 町長が支援事業を利用することについて適当でないと認めるとき。

2 町長は、前項に定める支援事業の廃止又は取消しをしたときは、南関町若年がん患者在宅療養生活支援事業利用廃止（取消）通知書（様式第8号）により申請者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 申請者は、補助対象経費のうち、第4条の規定により算出した補助金額を月単位でまとめて、南関町若年がん患者在宅療養生活支援事業実績報告書（様式第9号）（以下「実績報告書」という。）及び南関町若年がん患者在宅療養生活支援事業補助金請求書（様式第10号）（以下「請求書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(1) 補助対象経費にかかる領収書の写し

(2) 補助対象経費とするサービスにかかる明細書の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする申請者は、サービスを利用した日が属する月の月末から起算して2年を経過する日までに、当該サービスにかかる実績報告書及び請求書を町長に提出するものとする。

（補助金の支給決定）

第15条 町長は、申請者から前条に規定する実績報告書及び請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認め補助金を支給する場合は、南関町若年がん患者在宅療養生活支援事業支給決定通知書（様式第11号）により、不適当と認め補助金を支給しない場合は、南関町若年がん患者在宅療養生活支援事業不支給決定通知書（様式第12号）により請求者に通知するものとする。

（支給方法）

第16条 前条により支給を決定した補助金は、請求者から指定された金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

（支給の取消し等）

第17条 町長は、不正な手段により給付を受けたものがあると認めたときは、支援事業の支給決定を取消し、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（目的外使用等の禁止）

第18条 福祉用具の給付を受けた申請者は、給付された用具を給付の目的に反して使用し、又は譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

2 町長は、福祉用具の給付を受けた申請者が前項の規定に反して福祉用具を使用したと認めるときは、当該給付に要した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（個人情報の取扱い等）

第19条 町は、本事業の実施にあたっては、個人情報の取扱いに十分留意するとともに申請者及びその家族の心情に十分配慮した対応を取るものとする。

（事業の周知）

第20条 町は、本事業について広報、周知等に努め、利用機会の拡大に努めるものとする。

（手続の特例）

第21条 この要綱に基づく補助金の交付の申請その他の手続は、補助対象者が死亡した場合は、その相続人として町長の認める者がこれを行うことができる。この場合において、相続人の関係を証明できる書類を提出しなければならない。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。